



安心・安全な暮らしをサポート

西尾市
(建築課)
令和5年度版

昭和56年5月31日以前に着工した住宅
(併用住宅は2分の1以上が住宅)の

耐震診断・改修補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
耐震診断	①木造住宅	2階建て以下の木造の一戸建ての住宅、長屋建て住宅、共同住宅、併用住宅(貸家を含む)	230戸	無料
	②非木造住宅	木造以外の一戸建ての住宅、併用住宅(貸家を含む)	1戸	診断費の3分の2 上限 9万円
木造住宅耐震改修	③耐震改修★	判定値1.0未満 → 1.0以上かつ0.3加算 (税金の控除 所得税と固定資産税の控除あり)	5戸	改修費 上限 120万円
	④段階的耐震改修	[1段階](A)判定値0.4以下 → 0.7以上1.0未満 (B)各階の判定値1.0未満→2階建ての1階の判定値1.0以上 [2段階]1段階の耐震改修を受けた住宅→判定値1.0以上	1戸	改修費 上限 60万円
	⑤耐震シェルター整備	判定値1.0未満 → 愛知県知事の認める 耐震シェルター・防災ベッド整備	1戸	整備費の3分の2 上限 60万円
	⑥小規模改修	判定値1.0未満 → 耐震性が向上する以下の改修 1.居間、寝室等を補強 2.屋根を軽い材料にする 3.壁を補強 4.柱、梁の結合部の金物補強 5.その他、市長が認めた耐震上有効な改修	2戸	改修費の2分の1 上限 15万円
	⑦住宅除却	判定値1.0未満 → 1棟すべてを除却	170戸	除却費 上限 20万円

住まい・建築物に関する補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
⑧ブロック塀等撤去		道路からの高さが1m以上で、組積造の部分が80cm以上の道路等に面したコンクリートブロック塀等を撤去する工事	50戸	撤去費の2分の1 上限 10万円 ▼通学路等の場合 3分の2・15万円
⑨住宅浸水対策 (対象拡大)		洪水・内水ハザードマップの浸水想定区域や、浸水被害を受けた敷地とその隣接地の既存住宅で行う (A)浸水対策改修等★：かさ上げ、盛土、曳家 (B)浸水防止施設設置：止水板、浸水防止塀・蓋 (C)市長が認める：駐車場・屋外給湯器かさ上げ	(A) 2戸 (B)+(C) 2戸	工事費の2分の1 (A)上限100万円 (B)+(C) 上限 50万円 合計上限 100万円
⑩アスベスト	分析調査	吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建材のアスベスト含有率分析調査	1戸	調査費 上限 25万円
	除去等★	建築物に吹付けられたアスベスト等含有建材について、除去、封じ込め、囲い込みを行う工事	1戸	工事費の3分の2 上限 180万円
⑪三世帯同居		親世帯が直近1年以上西尾市に居住している 親世帯と子世帯が、直近1年以上同居していない 三世帯同居・隣居のための新築・増築・リフォーム工事	25戸	工事費の2分の1 上限 30万円

注意! 交付決定前に契約や工事着手した場合、補助金は受けられません。

★の補助事業は、代理受領制度を利用できます。

※ 主な要件を抜粋しています。詳しくは建築課へお問い合わせください。

お問合せ先 西尾市都市整備部建築課
建築担当 直通電話 0563-65-2381

以下の補助金はありません

- ・ 非木造住宅耐震改修(旧耐震基準)
- ・ 耐震診断・耐震改修(新耐震基準)
- ・ 空き家除却
- ・ 外壁塗装
- ・ 土砂災害対策改修
- ・ がけ地近接等危険住宅移転